

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等に基づき、身体障害者手帳の交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 ①申請書、記載事項変更届、返還届、再交付申請書の受理及び記載内容確認 ②手帳情報の確認 ③手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答
③システムの名称	保健福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、48、49、53、76、77、80、81、113、124、141、144、155の項 2 情報照会 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 障害者支援課 TEL:0827-29-2522
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じることとしており、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認するなどの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	①高齢障害課	①障害者支援課	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②高齢障害課長 藤本 浩志	②障害者支援課長 小玉 陽造	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 高齢障害課 TEL:0827-29-5074	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 障害者支援課 TEL:0827-29-5074	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I -5-②所属長の役職名	障害者支援課長 小玉 陽造	障害者支援課長	事後	様式の変更によるもの

30 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者福祉法等に基づき、身体障害者手帳の交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 ①申請書、記載事項変更届、返還届、再交付申請書の受理及び記載内容確認 ②手帳情報の確認 ③手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等に基づき、身体障害者手帳の交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 ①申請書、記載事項変更届、返還届、再交付申請書の受理及び記載内容確認 ②手帳情報の確認 ③手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	記載誤りによる変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

30 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 2 情報照会 なし	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 2 情報照会 なし	事後	法改正による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第9号第1項 別表第一の11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の11の項	事後	記載誤りによる変更

30 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 2 情報照会 なし	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2 2 情報照会 なし	事後	番号法改正による変更 省令改正に伴う変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 障害者支援課 TEL:0827-29-5074	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 障害者支援課 TEL:0827-29-2522	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

30 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、48、49、53、76、77、80、81、113、124、141、144、155の項 2 情報照会 なし	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和6年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	項目の追加にともなう新規登録
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である	事後	項目の追加にともなう新規登録

30 身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更